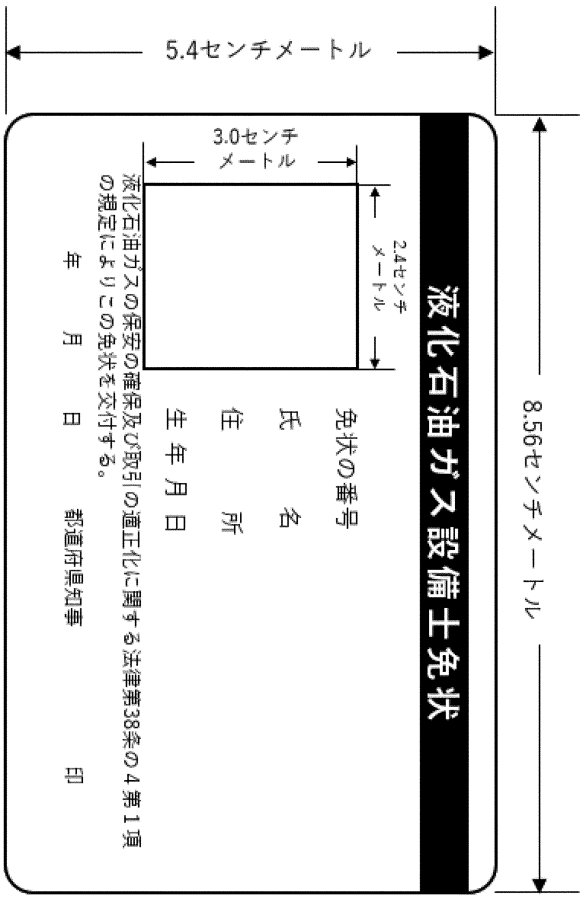
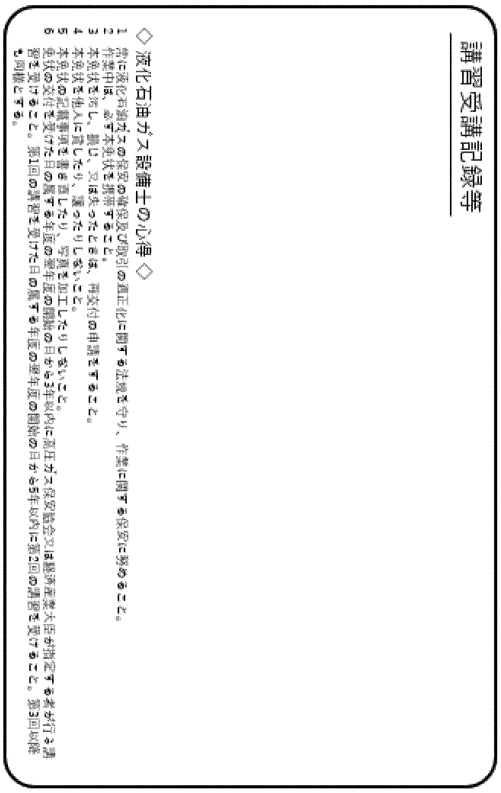
様式第52（第96条関係）

（表）



（裏）


講習受講記録等

◇液化石油ガス設備士の心得◇

1　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、作業に関する保安に努めること。
2　作業中は、必ず本免状を携帯すること。
3　本免状を汚し、破り、又はなくしたときは、再交付の申請をすること。
4　本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。
5　本免状の記載事項を書き換えたり、写真を加工したりしないこと。
6　本免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う講習を受けること。第1回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に第2回の講習を受けること。第3回以降も同様とする。

備考　白色のプラスチック板を用いること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　製造保安責任者免状及び販売主任者免状の様式については、この省令による改正後の高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則様式第一及び様式第四にかかわらず、令和十年九月三十日までの間、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則様式第一により交付されている製造保安責任者免状又は様式第四により交付されている販売主任者免状は、改正後の高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則様式第一により交付されている製造保安責任者免状又は様式第四により交付されている販売主任者免状とみなす。

4　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第七十五条に規定する講習修了証の様式については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則様式第四十二にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5　液化石油ガス設備士免状の様式については、この省令による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則様式第五十二にかかわらず、令和十年九月三十日までの間、なお従前の例によることができる。

6　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則様式第四十二により交付されている充てん作業者講習修了証又は様式五十二により交付若しくは再交付されている液化石油ガス設備士免状は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

○経済産業省令第七十三号

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正